

【地域包括支援センターの機能強化について】

1 現状

地域包括支援センターは介護保険法に基づき、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防のための必要な援助等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした地域包括ケアの実現に向けた中核的な機関。本市では、直営の地域包括支援センター1か所に加え、機能強化を図るため、令和元年度から地域包括支援センターを委託により1か所増設している。

近年は、地域住民からの複雑化・複合化したニーズへの対応や認知症高齢者の家族を含めた家族介護支援の充実など、地域拠点である地域包括支援センターの業務は増大している。

(1) 市内地域包括支援センター

- ・ 匝瑳市地域包括支援センター（直営）

担当圏域：中央（八日市場ホ以外）、豊和、共興、平和、椿海、野田

- ・ 匝瑳市西部地域包括支援センター（委託）

担当圏域：中央（八日市場ホ）、豊栄、須賀、匝瑳、吉田、飯高、栄

2 課題

- (1) 役割の明確化
- (2) 困難ケース等の対応
- (3) 職員の資質向上
- (4) 周知啓発

3 対応案

令和6年4月1日から直営の匝瑳市地域包括支援センターを基幹型センターに位置付け、機能強化を図る。（現在の担当する圏域を維持した状態で基幹型センターに位置付ける。）

4 基幹型センターの役割

- (1) センター間の総合調整、統括
- (2) センターの後方支援
- (3) 職員の人材育成支援